

令和3年度 健全育成委員会主催 第1回オンライン講演会(概要)

日時：令和3年8月29日(日)10:00~12:00

テーマ：『インターネット被害未然防止』～高校生を取り巻くインターネットの課題～

講師：神奈川県暮らし安全防災局暮らし安全部消費生活課(出前講座)

特定非営利活動法人 NPO 情報セキュリティフォーラム事務局

廣瀬 由美 氏

参加者：88名(役員・理事・委員会メンバー含む)

本日の講演の内容

- 1、ネットワーク利活用の留意点
- 2、高校生を取り巻くネットワークの状況
- 3、ネットトラブル
- 4、スマートフォンの情報セキュリティ対策
- 5、SNSの使い方
- 6、ペアレンタルコントロール
- 7、まとめ

1 ネットワーク利活用の留意点

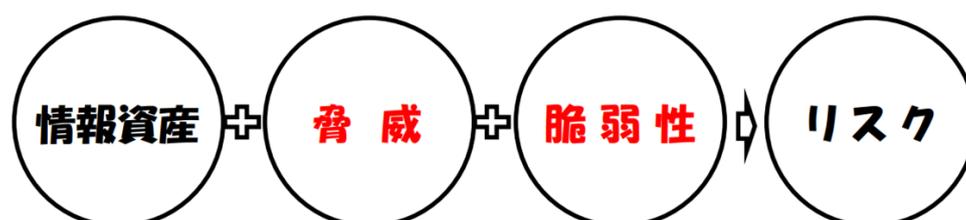
- 道具は**目的**をもって使用する
- 目的なしに道具を乱用すると**ケガ**などを被ることがある
- 道具につかわれてはいけない
- **インターネット、スマートフォン、アプリ**等を使う目的は・・・

果物ナイフは、果物の皮をむく、切り分けるのが目的の道具であるように、アプリも道具のひとつである、と認識すること。

代表的なSNSであるTwitter、Instagram、LINEなどは、何のために使用するのか、誰と共有するために活用するのかを明確にしておくこと。

→廣瀬講師の場合・・・Twitter を利用しているが情報発信はせず、情報を収集するためのツールとして活用されているとのこと。

誰と、何を共有するかによって、何のアプリを使うか、情報開示制限をかけるかを決めて使用する。



個人情報はおカネになる・・・個人情報は狙われている・・・スマホから抜き取られている。
携帯電話ショップから購入したスマートフォンの初期設定や、アプリケーションの初期設定には
様々な落とし穴がありそこから情報が抜き取られている。**便利≠安全**

2 高校生を取り巻くネットワークの状況

- 世界保健機構（WHO）は、**オンラインゲームやテレビゲームなどのやり過ぎで日常生活が困難になる「ゲーム障害」**を新たな疾病として認定。

（2018.6.19 神奈川新聞）

- **ゲーム障害(依存)の定義**

- 一 臨床的特徴：**ゲームをしたい衝動が制御できない**
日常生活よりゲームを優先
問題が起きてもゲームを優先

- 一 症度：**家族、社会、学業、仕事などに重大な支障**

- 一 期間：**こうした症状が少なくとも12か月以上続く**

- **ゲーム障害（依存）患者の問題**

- 一 朝起床できない
- 一 引きこもり
- 一 昼夜逆転
- 一 睡眠時間が短い
- 一 物に当たる・壊す
- 一 家族に対する暴力
- 一 食事を取らない
- 一 過剰な課金

➡ 国立病院機構久里浜医療センターの樋口進院長のコメント

- ・ 外来患者のほとんどがオンラインゲームをきっかけにネット依存に陥った
- ・ 年間約170人が初診で訪れ、他に約90人は家族が相談に来る
- ・ 未成年者が7割で、20代前半も多い

ネット依存

- **スマホや音楽プレイヤーにも広がるネット依存**



- **無料通話アプリなどSNSへの依存**



「すぐ返信しないと！」
「自分の話になっていないか？」

- **スマホゲームの課金**



無料で始められゲームも
アイテムなどは有料

【ある高校生の話】

- 無料アプリは、意地でも無料の範囲でやる。どんなに時間がかかっても課金はしない。
- バイト代があるので課金は5,000円までと金額を決めている。
など、ルールを作ることが大事。

ネット依存にさせないために

- 高校生と話し合いながらルール作り
- 利用時間制限の設定
- 深刻な場合は専門家に相談
- 高校生の機器にカード情報を入力しない

ネット依存に関連して起こったとされる【神奈川県座間市事件】について・・・
事件後、これに影響されたと思われる事件も発生した。
そして政府から再発防止策が出された。

座間市における事件の再発防止策について

(座間市における事件の再発防止に関する関係関係会議)

(1) 自殺願望を持つ人向けの相談窓口の設置

SNSや検索サービス提供事業者との連携

→ 「自殺」を検索するとTOPページに相談窓口を案内する。

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

① 事業者による自主的な削除の強化

② インターネット・ホットラインセンターによる

サイト管理者への機能強化により削除依頼の支援

<http://internethotline.jp>

③ 民間団体によりサイバーパトロールの強化

(3) 事業者への利用規約の強化

使用者が18歳未満の場合は、その旨を申し出てフィルタリングを利用する

フィルタリング名が「あんしんフィルター」に統一され、より簡単・便利に

企業名 ブランド名	Android			iOS (iPhone/iPad)		
	Web	無線LAN Wi-Fi	アプリ	Web	無線LAN Wi-Fi	アプリ
NTT docomo au(KDDI) SoftBank		1 あんしんフィルター for (企業名・ブランド名)				2 端末の 機能制限

※小学生モード、中学生モード、高校生モード、高校生プラスモードと分かれている。
各モードによって制限の範囲が異なるため、確認しておく。

座間市事件に対する学校側の対策

■ 学校側でも事件を受けて再発防止教育を行っている

■ 実践的なSNSの使い方（危険性と対策）およびモラル教育

参考：総務省「**インターネットトラブル事例集**」(2021年度版)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf

インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法と
対処法を紹介

「**インターネットトラブル事例集 指導案**」

先生方が学習指導要領に沿って、情報モラル教育を行っていただけるよう、
学習展開や質問用紙などを掲載



ネット利用に必要な3つの力

- ホームページやメールの情報は正しいか嘘か、安全か危険か、使って良いか悪いを見分ける力 「**判断力**」
- 出会い系サイトや違法・有害サイトなどへ安易にアクセスしない、ガマンできる、引き返す力 「**自制力**」
- ネットを利用して自分が行った言動で発生したトラブルや事件に対して社会的な責任を負う力 「**責任力**」

【高校生を見守るポイント＝ネット時代の子育て】

- ・ **自分の身は自分で守れること。**（判断、自制、勇気ある退去）
- ・ **他人に迷惑や危害を加えないこと。**（思いやり、常識ある行動）
- ・ **ネット依存症にならないこと。**（自制、親の見守り、特に携帯）

■情報モラルはルール作りが現の後追いになる未熟な分野

高校生による気づきの学びが大切

- 家庭で話しあってみること
何故、怖いのか？
どう対処すれば良いのか？

3 ネットトラブル

迷惑・誘致？電子メールが毎日大量に届いて困る

→トラブル予防

1. メールアドレスを不用意に公開しない
2. 返信や転送は絶対にしない。居所がわかってしまう
3. 迷惑メールの拒否サービスを利用する

【携帯電話による架空請求の例】

メールに記載された Web サイトにアクセスすると、携帯電話の機種や製造番号とともに、登録完了したので利用料金 数万円を振り込むよう表示された。

- IPアドレス、ケータイ、スマホの製造番号（個体識別番号）で個人は特定されない。

知らない人からのメールは無視

安心して相談できる環境

- **気づきの愛菜簿を通じての「判断力」の育成**
- **「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる家庭・地域・学校**

何気ない一言が最悪のトラブルにつながる

個人情報、自分だけでなく他人の個人情報にも触れないほうがいい。

(例)自分の写真をネットに公開することの怖さ

女子生徒は SNS サイトのプロフィールに、自分の顔写真を公開していた。何者かによって全裸な写真に編集され、ネットの掲示板に公開されてしまった。

- ◆ ネットに流出・漏えいした情報は、回収することは不可能
- ◆ 顔写真の公開には注意が必要

誹謗中傷のトラブルに遭遇

- 個人情報やネットに掲載した結果、その内容を指摘され、誹謗中傷に遭遇してしまうことがある
 - ➡プロフィールを公開しないと先に飛べないものは、最低限の情報のみにする。
 - ➡公開範囲を「友人のみ」と制限するなど

(例) SNS サイトへの誹謗中傷の書き込みをされた

女子学生のスマホに頻繁に卑猥な電話がかかってくるようになった

相手の男に、理由をききただしたところ、ある SNS サイトの名前があがった

➡サイトの管理会社に投稿者情報の開示を求めると、それは以前にトラブルがあった友人だと分かった。

◆違法な書き込みは匿名性が担保されない（個人は特定できる）

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)

①プロバイダ等の損害賠償責任の制限

②発信者情報の開示の請求

被害にあった場合は、警察に被害届を出すこと。

個人で扱うことはとても危ない。

◆名前を書かなくても責任をもって発信すること！

◆ネットトラブルで「匿名性」は担保されません！

◆悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼を

◆身近にある専門機関（最寄りの警察署、サイバー犯罪窓口、弁護士など）に相談する。

ネット上での反論は避ける

悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪行為となる

悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、**刑事と民事**の両方で責任を追及される。

炎上させないための心がけ

1 SNSでの書き込みは誰にでも見られると覚悟する

2 一度拡散した情報は取り戻すことができないと肝に銘じる

3 個人情報や写真の公開には細心の注意を払う

位置情報も重要な個人情報

GPS 機能が ON 設定だと、撮影した写真データに一尾情報が記録される。
スマホの日目他の GPS 機能を OFF に！初期設定は ON になっています。

利便性が脆弱性に繋がることも

- ネットワーク機器、アプリの初期設定（開発者の設定した利便性）が脆弱性につながることもある
- ネットワーク機器、アプリを使用する目的を意識し、設定をする必要がある

4 スマートフォンの情報セキュリティ対策

情報漏えいの危険性

不正使用の危険性

1. スマートフォンの盗難・紛失対策

パスワード（指紋認証）によるデバイスのロックが効果的

ケータイ・スマホ紛失時の連絡先

■ドコモ：0120-524-360

■KDDI：077-7-133

■ソフトバンク：0800-919-0133

2. スマートフォンのウィルス対策

スマホがウィルスに感染してしまうと、

- ・通話履歴などの個人情報が漏えい
- ・電話帳の情報漏えい
- ・現在の居場所を示す位置情報が漏えい
- ・遠隔操作によるカメラの操作
- ・なりませましメールの送信
- ・不正なサイトに誘導され、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺の被害に遭遇
- ・メールの盗み見

アプリをインストールする際にアクセス許可を確認する。

アプリは常に最新の状態で利用する

セキュリティソフト（アプリ）を利用する

3. スマートフォンの情報漏えい対策

- ・複数の人で共同利用しない
- ・安全な回線を利用する

5 SNSの使い方

SNSの諸問題にどう対応すればよいか

■ ネットいじめのポイント

- ・ いじめの場が SNS になり、ネットパトロールなど外部からのチェックが不可能に
- ・ グループ内の生徒が大人に相談して発覚

■ 「相談できる大人」とは？

- ・ 騒がない、まず話を聞く
- ・ SNS の基本的な仕組みについて理解している

■ いじめは犯罪

- ・ 悪口 → 脅迫、名誉棄損、侮辱
- ・ 裸の写真 → 児童ポルノ禁止法違反

大人がSNSの仕組みを理解し、正しい知識を高校生に教えることが大切

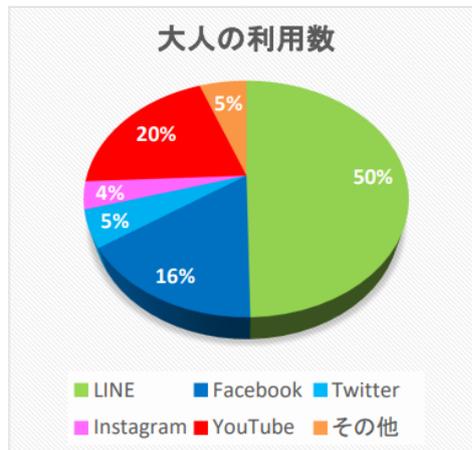
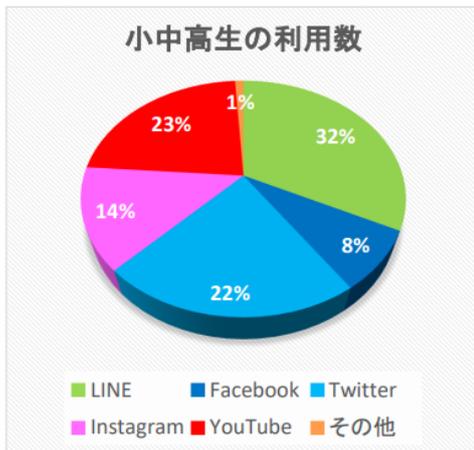
ソーシャルメディアのサービス形態

- Facebook、Instagram等のSNS（ソーシャルネットワーク・サービス）
- Twitter 等のミニブログ
- YouTube、ニコニコ動画等の動画共有サイト
- その他ブログ、LINE、ゲームサイト内のコミュニティ等

小中高生と大人が使うソーシャルメディアの違い

文部科学省 SNSの安全な利用に関する現場調査(2018年1月実施)

- 大人は、LINEが多い
- 小中高生は、LINEとTwitter、Instagramが多い
(LINEとTwitterを使い分けしている)



LINEについて

LINEは他端末からもログインできる

不正アクセスによる詐欺被害の例

同僚の名前で「コンビニでプリペイドカードを買うのを手伝ってこないか」という趣旨のメッセージが届き、識別番号を写メで送信させる被害がおきた。

「設定」→「アカウント」→「ログイン許可」をオフ

※必要な時にだけオンにする

ソーシャルメディアから見える高校生(考)

- 実生活では目立つことを怖がる
- SNSでは他人とのつながりを求める、大胆に自分をさらす
- ↓
- 自分を表現したい(掲載内容は他愛のないこと)
自分を分かってほしいという気持ち強い
共感し自分に関心を持ってくれる人が欲しい
- SNSは自分を分かってくれる誰かを探す場

自己肯定感の育成

- 高校生たちが、未来に向かって明るい希望を抱くことの必要性
- 高校生たちが、自らの夢に挑戦していくことのできる環境づくりの必要性

ソーシャルメディア上の情報から個人情報の露呈
機器やアプリのプライバシーやセキュリティの設定で防止

SNSの安全な使い方

～ 普段使うSNSの設定を確認！～



or



- アカウントの公開・非公開
- 自分の投稿を読んでいい人の範囲設定
- 自分がDMを受け取れる人の範囲設定
- 自分の画像へのタグ付けに関する許可設定

6 ペアレンタルコントロール

高校生を有害情報から守るために
～ペアレンタルコントロールの実践～

■ SNSの利用について高校生と話し合みましょう

- ・ SNSの良い面、悪い面
- ・ スマホ／SNSは単なる道具
- ・ 親・先生も使い方を勉強

■ フィルタリングサービスを活用しましょう

- ・ 18歳未満はフィルタリングの設定
 - ・ iOSでは「スクリーンタイム」絹も活用
 - ・ Androidでは「保護者による使用制限」機能も活用
- ※ 「**年齢制限**」による制限サービス

● 親（保護者）による高校生のメディア利用の管理・監督の営み

テレビ、PC、ケータイ、ゲーム機の利用時間制限、内容選択、フィルタリングの設定

※子どもと話し合っ、いかに子どもが納得するルール作りをするかがポイント。

※トラブル事例をだし、危ない面だけでなく、いい面も話し合う事。

※そして、常に見直しを繰り返していくことが大切！

※使い方がわからなければ、子どもに聞く。

※内容、目的を確認したうえで解除してあげることも大切。

18歳から“大人”に！
ご参考：成年年齢引き下げで変わること

令和4年4月 民法改正で

成年年齢引き下げで(18歳から大人)、
変わること、変わらないこと

18歳になったらできること	20歳にならないと出来ない
<ul style="list-style-type: none"> ・親の同意が無くても契約できる ・司法書士などの国家資格をとる ・結婚(男女とも18歳に) 等々 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒をする ・喫煙をする ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車免許の取得 <p>(これまでと変わらないこと)</p>

いざというときの相談窓口

保護者やお子様困ったときの相談窓口

☎ #9110

最寄りの警察署または警察相談専用電話

#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:24時間)

☎ 188

消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

☎ 0120-0-78310

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

📺 違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

☎ 0120-99-7777

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子供専用の相談窓口です。電話、インターネットで相談を受け付けています。<http://www.childline.or.jp>
(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)



☎ 0120-007-110

子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。
(受付時間:平日8時30分～17時15分)

✉ 子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しづらいことなら、メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



消費者ホットライン

い や や

 **188**

(身近な消費生活相談窓口につながります)